

○総務省告示第三百三十六号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり同法第三条第三項第五号に掲げる事項につき変更の認定をしたので、同法第七条第五項の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月十三日

総務大臣 菅 義偉

- 一 名称 財団法人テレコムエンジニアリングセンター
- 二 住所 東京都品川区八潮五丁目七番二号
- 三 国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第二条第八項第一号の国外適合性評価事業
- 四 変更後の対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

対象とする特定輸出機器の範囲	適用される整合化規格	業務の範囲
W-CDMA方式携帯電話（欧	EN 六〇九五〇―一、EN	特定機器に係る適合性評価の欧

<p>州規格（以下「EN」という。） 三〇一 九〇八―一及びEN 三 〇一 九〇八―二の適用を受ける 範囲に属する無線設備をいう。）</p>	<p>五〇三六〇、EN 五〇三六一、 EN 三〇一 四八九―一、EN 三〇一 四八九―二四、EN 三〇一 九〇八―一又はEN 三 〇一 九〇八―二</p>	<p>州共同体及びシンガポール共和国 との相互承認の実施に関する法律 施行規則（平成十三年 総務省 経済産業省 令第三号。以下「施行規則」とい う。）第三条第一項第一号イに規 定する附属書3及び4の業務（以 下「附属書3及び4の業務」とい う。）に限る。</p>
<p>GSM方式携帯電話（EN三〇 一 五一一の適用を受ける範囲に 属する無線設備又はEN三〇一 四一九―一、EN 三〇一 四一</p>	<p>EN 六〇九五〇―一、EN 五〇三六〇、EN 五〇三六一、 EN 三〇一 四八九―一、EN 三〇一 四八九―七、EN 三</p>	<p>附属書3及び4の業務（施行規 則第三条第一項第一号イに規定す るR&TTE指令（以下「R&T TE指令」という。）第三条三に</p>

<p>二・四GHzワイドバンド送信シス</p>	<p>短距離無線機器（EN302二 二九一―二の適用を受ける範囲に 属する無線設備をいう。）</p>	<p>九―二、EN 三〇一 四一九― 三及びEN 三〇一 四一九―七 の適用を受ける範囲に属する無線 設備をいう。）</p>
<p>EN 六〇九五〇―一、EN</p>	<p>EN 六〇九五〇―一、EN 五〇三七一、EN 三〇一 四八 九―一、EN 三〇一 四八九― 三又はEN 三〇二 二九一―二</p>	<p>〇一 五一―一、EN 三〇一 四 一九―一、EN 三〇一 四一九 ―二、EN 三〇一 四一九―三 又はEN 三〇一 四一九―七</p>
<p>附属書3及び4の業務に限る。</p>	<p>附属書3及び4の業務に限る。 なお、R&TTE指令第三条1(a) の業務であつて、発射される電波 の人体頭部における比吸収率（以 下「SAR」という。）に係るも のについては、EN 五〇三七一 に規定する方法によるものとし る。</p>	<p>係る業務を除く。）に限る。</p>

<p>テム（E N 三〇〇 三二八の適用を受ける範囲に属する無線設備をいう。）</p>	<p>五〇三六〇、E N 五〇三六一、E N 五〇三七一、E N 三〇一 四八九一、E N 三〇一 四八九一七又はE N 三〇〇 三二八</p>	<p>なお、R & T T E 指令第三条一(a)の業務であつて、S A R に係るものについては、E N 五〇三六〇又はE N 五〇三七一に規定する方法によるものとする。</p>
<p>五GHz帯無線L A N（E N 三〇一八九三の適用を受ける範囲に属する無線設備をいう。）</p>	<p>E N 六〇九五〇一、E N 五〇三七一、E N 三〇一 四八九一、E N 三〇一 四八九一七又はE N 三〇一 八九三</p>	<p>附属書3及び4の業務に限る。なお、R & T T E 指令第三条一(a)の業務であつて、S A R に係るものについては、E N 五〇三七一に規定する方法によるものとする。</p>